

調査事業に係る事後評価記載様式

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会には町民代表公募委員5名、町内関係団体代表者委員4名、町内在住学識経験者委員1名が委員になっており、町内在住者委員が委員数の多数を占め、調査についても進捗各段階においてその都度協議会を開催し、進め方、実施状況について細かな審議を行い、地域関係者の合意形成を図った。地域における公共交通の問題点・課題を把握するためアンケート調査等を幅広く実施し、連携計画策定に向けた地域の実情調査を行った。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

一宮町全域について、既存資料を整理、各公共交通事業者へ情報提供依頼により、人口動向、人口流動、公共公益施設の配置状況、既存バス路線等公共交通の収支、利用人員、運行状況等の実態を把握するとともに、町内約4700世帯中2000世帯を対象にした住民アンケート調査、駅・観光地でのヒアリング調査を実施し、公共交通に関する住民等の意向を把握し、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握した。

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

今後の高齢者割合増加、町内商業施設の僅少、通学における防犯上の不安、サーフィンのメッカとしての観光発展などの公共交通以外の地域問題を踏まえ、アンケート内容を生活スタイル等の各項目ごとに設定し、年齢等により分析するとともに、海岸で観光客アンケート調査を実施するなど公共交通以外の問題点・課題を地域公共交通に活かすべく整理している。

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

実施した各調査の結果をもとに協議会において、高齢者が安心して外出できる交通手段の提供、小中学生が安心して通学できる交通手段の確保と充実、住民だけでなく観光客のニーズにも合わせた交通手段の提供、地域連携による持続可能な交通体系の構築を地域の実態を踏まえた目標(案)として設定した。

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

公共交通に係る生活行動の現状アンケート調査の結果や協議会での町民代表者委員、各関係団体代表者委員の意見を踏まえ、地域公共交通に関する目標を設定している。(別添の住民アンケート調査を参照)

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

高齢者が安心して外出できる交通手段の提供するため、外出(買物・通院)については対象施設が広範囲に分布し、利用時間にもばらつきがあることを考慮し、ドアtoドアのデマンド交通を取組事業(案)として次回協議会で選定する予定。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>Ⅲ 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>高齢者が安心して外出できる交通手段の提供を目標に定め、デマンド交通を取組事業(案)として選定したが、この目標を達成するための事業内容やスケジュールは今後開催予定協議会で十分に審議する。</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>事業内容やスケジュールを今後の協議会で審議する予定であるため、デマンド交通の事業実施による効果・影響の把握方法や評価基準・評価方法についても今後協議会で十分に審議し決定していく。</p>
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>事業内容やスケジュールを今後の協議会で審議する予定であるため、デマンド交通の事業実施主体も今後の協議会の中で検討していくことになるが、現在一宮町で公共交通事業を実施しており協議会へ委員参加している2社を運行委託先として考えている。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>平成22年度の実証運行事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)の国費のほか、一宮町からの財政支出によるということの関係者の合意が形成されている。一宮町の平成22年3月議会に平成22年度予算案を提出し、町議会において審議を経る予定である。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>第7回協議会において町民代表公募委員からNPO団体による自主運行案が出され、今後も総合事業(計画事業)による実証運行終了後も地域住民を主体とした持続性のある地域公共交通の確立を検討していく。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

平成21年2月13日に開催された第一回協議会において、協議会規約が定められ、その中で連携計画の策定や連携計画の事業実施について所管する旨、明記しており、事業スケジュールを協議会で示し、調査についても進捗各段階において、その都度適切に協議会を開催し、進め方、実施状況について審議を行っている。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

協議会の規約に委員として住民からの公募及び町内関係団体代表者を規定し、協議会には町民代表公募委員5名、町内関係団体代表者委員4名、町内在住学識経験者委員1名が委員になっており、町内在住者委員が委員数の多数を占め、調査では住民アンケート、ヒアリング調査を実施し、広く地域住民の意見が反映さえるよう努力している。また今後、連携計画案に対しての住民説明会やパブリックコメントの実施を予定している。

2 協議会における審議

- ① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

協議会規約の中で連携計画の策定や連携計画の事業実施について所管する旨、明記しており、事業スケジュールを協議会で示し、調査についても進捗各段階において、その都度適切に協議会を開催し、進め方、実施状況について細かな審議を行っている。

- ② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

協議会の協議結果について毎回一宮町のHPに出席者、資料、議事録等を詳細に掲載するとともに、町広報誌にもその都度掲載し、広く一般に開示を行っている。また今後、連携計画案に対しての住民説明会やパブリックコメントの実施を予定し、更なる適切な開示を目指す。

3 地域関係者の実質的な合意形成

- ① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

協議会には国、県、町及び町民や公共交通事業者の各関係代表者が委員として選定されており、これまでの議題、基本方針(案)等を決定しており、今後も住民説明会やパブリックコメントの実施し、協議会構成員以外の意見を集約し、更なる地域関係者の合意を盛り込んだ連携計画を策定していく。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

